

パートナーシップ宣誓制度に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と〇〇市（町）（以下「乙」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「制度」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが実施する制度を互いに尊重し、甲は乙が交付したパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を、乙は甲が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことで、制度の利用者（以下「利用者」という。）の負担を軽減することを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙が、それぞれの制度に基づき交付した受領証は、甲及び乙双方の行政サービス（甲及び乙それぞれの制度において提供できるものに限る。）に利用できるものとする。

2 乙において宣誓した利用者が乙の市（町）域を超えて住所を県内移動した場合、利用者が乙の定める継続利用手続きを行うことで、乙から交付された受領証は継続して利用できるものとする。

（制度の改正に関する相手方への通知）

第3条 甲及び乙は、制度の改正を行うときは、改正の1月前までに改正内容等を相手方に通知するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 甲が、乙以外の制度を実施する県内市町村（以下「制度実施県内市町村」という。）と制度に関する協定書を締結する場合は、原則として締結の1月前までに甲が乙に通知するものとし、乙は制度実施県内市町村が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うものとする。

2 甲が、制度を実施する他都道府県（以下「制度実施他都道府県」という。）と制度に関する協定書を締結する場合は、原則として締結の1月前までに甲が乙に通知するものとし、乙は制度実施他都道府県が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うものとする。なお、制度実施他都道府県が、乙の交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことを条件とする。

3 前項の規定について、制度実施他都道府県と制度に関する協定を締結している他都道府県内の制度を実施する市町村（以下「制度実施他都道府県内の制度実施

市町村」 という。) が交付した受領証も、自らが交付する受領証と同様に取り扱うものとする。なお、制度実施他都道府県内の制度実施市町村が、乙の交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことを条件とする。

- 4 第1項から第3項の規定にかかわらず、乙と制度実施県内市町村、制度実施他都道府県又は制度実施他都道府県内の制度実施市町村との間で制度に関する協定を締結している場合又は新たに締結する場合は、その協定により取り扱われるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも延長しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名、捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 福岡市博多区東公園7番7号 乙

福岡県 知事

〇〇市(町) 市(町)長

服部 誠太郎